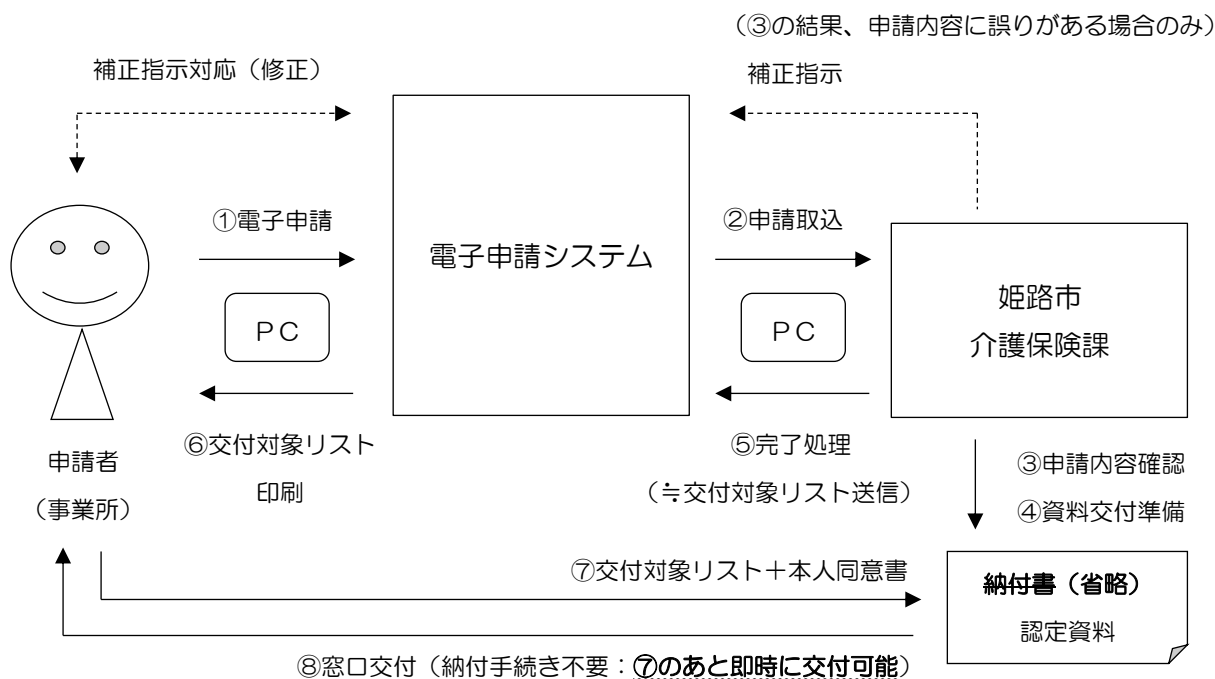


要介護認定資料閲覧等電子申請の複写料を無料化します。

令和元年5月から開始している要介護認定資料閲覧等電子申請（以下、単に「電子申請」と言います。）について、さらなる利用促進のため、令和2年4月1日から、電子申請を利用して交付申請をした場合に限り、その複写料を無料とする運用に変更します。この変更により、納付手続きが省略でき、手続きが簡素化されます。介護保険サービス提供事業所の皆様におかれましては、ぜひこの機会に電子申請をご利用いただくようお願い申し上げます。

1 移行後の電子申請のイメージ(申請から交付までの流れ)



2 運用の変更点について

項目	従来の電子申請	令和2年4月1日以降の電子申請
複写料	1枚につき10円を実費徴収	無料。 ☞金融機関の営業時間内に来庁する必要がなくなります。 ※紙申請の場合は、従前どおり1枚につき10円を実費徴収します。
交付資料	「認定情報」「特記事項」「主治医意見書」の中から必要なものを選択。	一律、「認定情報」「特記事項」「主治医意見書」のセットとします。
提供方法	「写しの交付(有料)」と「閲覧のみ(無料)」のいずれかを選択。	「写しの交付(無料)」に一本化。

☞【重要】この無料化の対応のため、電子申請フォームのURLが変更になります。

※詳細は、裏面「電子申請フォームのURL変更について」をご覧ください。

(裏面があります)

3 その他、電子申請の利用について

- 電子申請の利用には、事前に利用登録申請が必要です。詳しくは、姫路市ホームページ「要介護認定関係資料閲覧（写しの交付）申請手続きについて」をご覧ください。

☞URL：<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000002745.html>

- 令和2年4月1日以降に申請があったものが無料化の対象です。ご了承ください。
- 紙申請に関しては、令和2年4月1日以降も、従来通り1枚につき10円を実費徴収します。

4 電子申請フォームのURL変更について【重要】

- 無料化対応により、令和2年4月1日以降は、現在のページからは電子申請フォームへログインできなくなります。現在、電子申請をご利用いただいている場合、令和2年4月1日以降は下記URLにアクセスし、電子申請を行うようお願い申し上げます。

☞新電子申請フォームURL：

<https://www.shinsei.elg-front.jp/hyogo/navi/proclnfo.do?govCode=28201&acs=kaigodensietsuran02>

5 問い合わせ先

姫路市長寿社会支援部 介護保険課認定担当 電話：079-221-2447